

陳 情	受 理 番 号	145	受 理 年 月 日	令和 2 年 8 月 28 日	付 託 委員会	総 務
件 名	那覇市行政執行における法令遵守の尊重と法令解釈検証体制の整備について					

件名

那覇市行政執行における法令遵守の尊重と法令解釈検証体制の整備について

陳情趣旨

- 1 那覇市は職員に対し法令遵守の意識の向上及び法令解釈能力を高めること。
- 2 那覇市は法令の適正執行の組織検証体制を整えること。
- 3 那覇市は法令違反の行政処分等の事務処理が発覚したら、被処分者等、市民及び那覇市議会に公表し、自ら行政処分等を取り消し、正しい法執行を行うこと。

陳情の理由

地方自治体は行政運営の基本原則として、地方自治法第 2 条第 1 項第⑩号で、「地方自治体は法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定している。地方自治体の長は、市民の生命、暮らし及び財産に係る様々な権限を法律及び条例から授権し、行政執行権限を付与されている。このことから、法律を遵守することなく行政執行権を行使すると、直ちに市民の権利等が侵害されるので、行政運営の基本原則として法令遵守を定めている。

平成 28 年（行ウ）第 14 号換地処分取消事件（以下「本件事件」という。）について、那覇市は土地区画整理法の解釈を最高裁判所まで争い、那覇市の上告申し立ては不受理（門前払い）となり、那覇市の換地処分は法律違反と確定した。

本件事件について、原告である当方は、当初から那覇市の土地区画整理法解釈は明らかな都合の良い恣意的解釈で、他の地方自治体では争う案件でないと、再三指摘してきた。しかし、那覇市は、当方の指摘を一顧だにせず、那覇市の解釈は絶対正しいと、沖縄県の行政不服審査の「不当裁決」、国土交通省の再審査請求の「不当裁決」、那覇地方裁判所の「違法判決」及び福岡高等裁判所那覇支部の「違法判決」を、正しく検証することなく、最高裁判所まで法律解釈を争い、結果的に那覇市の法律解釈の違法が確定した。

土地区画整理法において、従前地境界線は民事関係で、土地区画整理では一端は白地化し、従前地境界線と関係なく換地されること、換地事業者（那覇市）が換地処分境界線に沿って全ての「宅地」造成工事完了後に換地処分を行うことは法律解釈として常識である。また、土地区画整理事業の宅地造成工事において、擁壁が伴う造成工事は、土地と擁壁は一体として整備されることも常識である。

このように、当初から争う案件でないことを、那覇市は問題発覚から最高裁まで約 30 年間も争った。那覇市は何ら法律上の争いでないにも関わらず、虚偽の事実を作り上げ恣意的に法律解釈を行った。

本件事件から、那覇市は基礎的法律解釈能力が欠如していること、自らの法律解釈が正しいのか否か、検証する内部組織体制の整備が不十分であること、間違いに気がついていても自浄能力がないこと等、明らかである。

本件事件は、他の地方自治体では、当初から争いにならない案件である。

通常なら、当方が那覇市の解釈の間違いを指摘した時点で、那覇市の法律解釈を検証すべきであった。また遅くとも、行政不服審査請求における沖縄県知事の「不当裁決」があった時点で、真摯に那覇市の法律解釈を検証すべきであった。

今後、那覇市職員には法令遵守の意識の向上及び法令解釈能力の向上が求められる。また同時に、那覇市組織内部における法令解釈の検証体制の整備が求められる。

これらの事項が見直されないと、再度、容易に法令違反の解釈及び行政執行が行われ、市民の権利等が不当・違法に侵害される恐れが十分にある。

そこで、那覇市政の適正・適法な行政執行を監視する那覇市議会において、市民の権利侵害を防ぐ観点から、那覇市長に対し、上記の決議を行うことを陳情する。

以上

議会陳情決議文（案）

件名 那覇市における法令遵守の尊重と法令解釈検証体制の整備等について

地方自治法第2条第16号は、地方自治行政の基本原則として、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と、法令順守を定める。その趣旨は、地方公共団体の長は、市民の生命、財産、暮らし全般に係る行政執行権を法律から授権しており、法令違反の事務は直ちに市民の権利を侵害することから、市民の権利保護のため法令順守を行政の基本原則と定めている。

地方自治体が法令順守の事務を行うには、組織体として法令を正しく解釈運用する能力を有することが基本である。そのため、行政事務を具体的に執行する職員が、法令解釈能力を有し保持する組織体制の構築は不可欠である。

今般の「那覇市換地処分違法事件」は、問題発覚から約30年、行政不服審査請求から最高裁判所への那覇市上告不受理決定まで、約22年間で、那覇市の法令解釈が間違いであることが確定した。

本件事件の法律上の争点は、土地区画整理法では何ら争点ではない。那覇市が法令を解釈する基礎的能力を有していれば、当初から争う案件ではない。

那覇市は基礎的法令解釈能力が不足していること明らかである。

また、那覇市は行政不服審査の沖縄県及び国土交通省の採決書で換地処分が「不当」と判断されたにも関わらず、改めて法令に照らし検証することを怠った。行政不服審査制度は、不当・違法な行政処分から私人の権利救済保護を目的に簡易迅速な審査を行い、行政処分の過ちを行政自ら検証し適正適法な行政処分を行う制度である。通常、行政不服審査で不当採決が判断されると行政処分を自ら検証することを行う。しかし、那覇市は那覇市独自の法律解釈を検証することなく、いたずらに最高裁まで那覇市独自の法律解釈を争った。

更に、職員内部から正しい法令解釈に基づき、換地処分の過ちを指摘し換地処分の見直しを提言したにも関わらず、那覇市独自の法令解釈に拘泥し、正しい法令解釈を約30年間の長きにわたり行わなかった。

以上のような那覇市の法令解釈及び執行体制を検証すると、那覇市は地方自治法第2条第16号の法令順守に課題があること明らかである。

ここに那覇市民の権利保護の観点から、以下の事項を那覇市に対し求める。

記

- 1 那覇市は職員に対し法令遵守の意識の向上及び法令解釈能力を高めること。
- 2 那覇市は法令の適正執行の組織検証体制を整えること。
- 3 那覇市は法令違反の行政処分等の事務処理が発覚したら、被処分者、市民及び那覇市議会に公表し、行政処分等を取消す等、正しい法執行を行うこと。